

環境の保全と創造に関する条例に基づく排出基準

粉じんの種類	排 出 基 準	
	敷地境界線上濃度	地上到達地点濃度
1 クロム化合物	クロムとして 0.005 mg/m ³	クロムとして 0.002 mg/m ³
2 ふっ化物	ふっ素として 0.01 mg/m ³	ふっ素として 0.003 mg/m ³
3 鉛化合物	鉛として 0.05 mg/m ³	鉛として 0.02 mg/m ³
4 ベリリウム化合物	ベリリウムとして 0.0006 mg/m ³	ベリリウムとして 0.0002 mg/m ³
5 カドミウム化合物	カドミウムとして 0.0018 mg/m ³	カドミウムとして 0.0006 mg/m ³
6 銅化合物	銅として 0.03 mg/m ³	銅として 0.01 mg/m ³
7 ニッケル化合物	ニッケルとして 0.3 mg/m ³	ニッケルとして 0.1 mg/m ³
8 バナジウム化合物	バナジウムとして 0.03 mg/m ³	バナジウムとして 0.01 mg/m ³
9 亜鉛化合物	亜鉛として 0.1 mg/m ³	亜鉛として 0.03 mg/m ³
10 マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.025 mg/m ³	マンガンとして 0.008 mg/m ³
11 リン酸化合物	りんとして 0.03 mg/m ³	りんとして 0.01 mg/m ³
12 石綿	10 本/ℓ	
13 その他の粉じん	1.5 mg/m ³	0.5 mg/m ³

備考 1 この表に掲げる数値は、30分間値（石綿にあっては、測定地点ごとに4時間以上捕集した3回の測定値の幾何平均値）とする。

2 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。